

## 垂井町人権施策推進指針(第2次改定)(案)に対するご意見と町の考え方

ページ	該当箇所	ご意見	町の考え方
1	(1) 国際的な動向	「国の動向」でも紐付ける必要があるかも知れませんが、SDGsに関して記述することは不可欠だと思います。垂井町の第6次総合計画においてもSDGsが盛り込まれており、SDGsは多岐にわたって、本指針につながってくるので、ぜひ、加筆してください。 「SDGsと人権」については、以下をご参照ください。 <a href="https://www.hurights.or.jp/japan/aside/sdgs/2018/10/sdgs-1.html">https://www.hurights.or.jp/japan/aside/sdgs/2018/10/sdgs-1.html</a>	「人権教育のための世界計画」の第4フェーズの記載部分に「SDGs」について、補足します。
10	(1) 学校教育 【施策推進の方向】	生徒間のいじめ防止を中心課題としていますが、教職員による生徒へのハラスメント防止も喫緊の課題かと思えます。とりわけ、一定以上のキャリアのある教職員の研修が重要で、例えば7行目に「学校教育の担い手である教職員については、人権を基本に置いた生徒との関係性構築・ハラスメント防止やいじめ防止基本方針の理解を促進する研修や」と赤字部分の加筆を提案します。	人権を基本においた生徒との関係性は、基本的なことであるため、本文中の研修に関する記載の一部を「人権尊重の理念についての認識を深める研修等」に修正し、含めるものとします。
10	(2) 社会教育 【施策推進の方向】	人権施策の充実を考えると、「地区まちづくり協議会において、人権に関する多様な学習機会の充実を図る」ことは歓迎ですが、行政とは独立した住民主体の地区まちづくり協議会の活動を、このように行政機関の一端として捉えた記述には違和感を覚えます。「地区まちづくり協議会の協力を得て、」が妥当な記述ではないでしょうか。	垂井町地区まちづくり協議会に関する規則第4条に地区まちづくり協議会の事業として地域の人権事業が定められています。よって、「地区まちづくり協議会と連携して」という記載に修正します。
10	(2) 社会教育 【施策推進の方向】	学校、自治会の協力が不可欠	学校との協力については、本文中に「学校教育とも連携を図りつつ」と記載しています。 自治会の協力については、本町ではまちづくり基本条例に基づき、住民協働のまちづくりを目指しており、自治会も含めた意味で、本文中に「地区まちづくり協議会」と記載しています(記載内容については前記のとおり)。
13	(1) 人権啓発の内容 【施策推進の方向】	明らかな人権問題に加えて、ソフトな人権問題への啓発が重要かと思えます。何気ない日常会話に忍び入っているヘイトやハラスメントがそれに該当します。13ページの「施策推進の方向」の下から2行目に「また、日常生活におけるヘイトやハラスメントに気づくなど、互いの人権を尊重し合うことの意味を住民に訴えかける啓発」と赤字部分の加筆を提案します。	明らかな人権問題とソフトな人権問題とを区別をしている訳ではなく、本文中の前半では例示的に人権問題の背景を挙げながら、後半に総合的な推進内容を記載しているため、原案のままとします。

ページ	該当箇所	ご意見	町の考え方
15	(1) 人権啓発の方法 【施策推進の方向】	また、15ページの末尾「住民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法を積極的に検討し推進します。」が最も大切な事項で、地域住民のみならず児童生徒などあらゆる主体に対して導入されることが望まれます。そのため、このパラグラフのトップに持っていかれることを提案します。	前段の「人権啓発の方法」の内容を受けて、「施策推進の方向」の内容を記載していますので、構成上、原案のままとします。
18	1 女性 【施策推進の方向】 ② 女性に対する暴力の根絶	ここに垂井町における相談窓口が明記されると、より実効的になると思います。	本指針は、町が策定していることから、ここでは町以外の相談窓口を記載してありますので、原案のままとします。
18	1 女性 【施策推進の方向】 ③ 男女平等意識の確立と性別役割分担意識の解消	行政の審議会等だけではなく、地域を構成するあらゆる組織のジェンダー均衡を謳う必要があると思います。また、こここそ地区まちづくり協議会と協力するポイントかと思います。	ご意見として伺います。
22	2 子ども 【施策推進の方向】 ② 保育園等における子どもの人権尊重 ③ 学校教育における子どもの人権尊重	どちらも子どもと教職員との関係性についての記述が欠落しています。先述した「人権を基本に置いた生徒との関係性構築・ハラスメント防止」について、どちらの項目とも加筆することを提案します。	人権を基本においた園児との関係性は、保育士にとって基本的なことであるため、「子どもの人権に十分配慮した」という記載に含まれていますので、原案のままとします。 同様に人権を基本においた児童・生徒との関係性は、教職員にとって基本的なことであるため、「生命と人権の尊重を基盤とし」という記載に含まれていますので、原案のままとします。
23	2 子ども 【施策推進の方向】 ⑤ 青少年健全育成の推進	各組織のリーダーの養成	本指針は、教育と啓発を中心に全体的な施策の方向性を定めるものですので、具体的な施策の記載はしませんが、各種リーダー研修会や青少年健全育成の支援を通して人権教育・啓発を進めていきます。
38	6 外国人	ここで引用されている町民意識調査に当事者の方が対象として入っているかどうか心配です。減少したとは述べられていますが、人口比で3%以上外国人の方が居住されています。パブリック・コメントを受けて指針を加筆される段階で、複数の文化背景を持った方への母語でのヒアリングが行われ、その実情について加筆されることを提案します。	個別ヒアリングの実施は、対象者の選定や手法等の課題があり困難であると考えます。しかし、本指針の策定にあたり人権施策推進指針策定懇話会を開催しており、懇話会委員には外国人の方も参画していただいております。

ページ	該当箇所	ご意見	町の考え方
40	6 外国人 【施策推進の方向】 ① 相互理解を進める交流活動の推進	本文に加えて「地区まちづくり協議会のイベントや、地縁行事などへ参画しやすい環境を整え、日常的な交流が図られように進めていきます。」を提案します。	本文を「各種事業や行事などを通じて相互理解を促進していきます。」に修正します。
40	6 外国人 【施策推進の方向】 ⑦ ヘイトスピーチの解消	都市部に見られるような露骨なヘイトスピーチが行われる可能性が低い中、より気がかりなのは日常会話に見られるヘイト発言の数々です。そこで、末尾に「ヘイトスピーチとは、大声で行われるものだけではなく、日常会話に潜むさりげないヘイト言説も含みます。」の加筆を提案します。	本文には「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)」と記載していますが、これは具体的な意味ではなく、全てのヘイトスピーチを意味しておりますので、原案のままとします。
53	9 刑を終えて出所した人 【施策推進の方向】 ① 「社会を明るくする運動」との協働の推進 ② 学校教育、社会教育における学習の充実	ここに書かれているのは、どちらも犯罪抑止のための施策で、それは大切ではあるものの、「刑を終えて出所した人」の人権の問題とは間接的にしかつながらないと思います。ここは、まず①は「刑を終えた人の社会復帰の支援」というタイトルに変えて、「関係機関や保護司会と協力して刑を終えた人の社会復帰の支援を行う。また、『社会を明るくする運動』<以下、略>」を提案します。②にも「<前略>人権問題を考える学習を充実する中で、犯罪が起きる社会背景、刑を終えた人の社会復帰の困難や、社会復帰の支援活動をしている人の現状を紹介すること<後略>」と加筆することを提案します。	「社会を明るくする運動」は、犯罪防止や罪を犯した人たちの更生などについて正しい理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動であり、刑を終えた人の社会復帰への理解を深めることも含まれているため、原案のままとします。また、刑を終えた人の社会復帰支援などの具体的なことは、再犯防止計画などで定めるものと考えます。②においては、本文中に「刑を終えた人の社会復帰の困難さや」を追加します。
57	10 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人 【施策推進の方向】 ① 啓発活動の推進	ここにはもっと具体策を書き込む必要があると思います。例えば①の啓発においては、「男女共用トイレの周知」といった文言があればわかりやすいかと思います。また、子どもの性的指向、性自認への配慮は③と新たに項目を設けて記述することを提案します。今後10年の指針であることに鑑みると「パートナーシップ制度の検討」も盛り込む必要があるのではないかと思います。	本指針は、教育と啓発を中心に全体的な施策の方向性を定めるものですので、具体的な記載はせずに原案のままとします。子どもに関しては、22ページの「2 子ども」の「施策推進の方向」の③において、包含していますので、新たに項目は設けずに、原案のままとします。パートナーシップ制度については、本文中に事例として記載していますので、原案のままとしますが、必要に応じて見直します。
59	11 災害に伴う人権問題 【施策推進の方向】 ② 避難所における配慮	「外国人など」に「外国人、性的少数者など」と加筆を提案します。	要配慮者を中心に例示的に記載しておりますので、原案のとおりとします。

ページ	該当箇所	ご意見	町の考え方
60	11 その他の人権問題	職場でのパワハラ問題、また、パワーがないはずの任意団体や各組織、ボランティアでのパワハラを改善しなければ、より良い活動はできないのでは？職場でのパワハラは同和問題より関心が高いが、その他にまとめられているのに疑念を持ってしまう。	国が定めている啓発活動強調事項を基本として、各人権課題の項目を定めています。職場でのパワハラも人権課題の一つであると考えていますので、項目としては設けませんが、「12 その他の人権問題」内で記載している職場の人権問題において、パワハラなどに加え長時間労働や働き方改革などの内容を補足します。
62	用語解説	用語解説にSDGsと性的少数者を加えることを提案します。	性的少数者は、54ページの「10 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人」の本文において、説明も含めて記載しておりますので、用語解説には、SDGsについてのみ追加します。
42	全体を通して	人権の軽視が横行するなか、垂井町がこのような施策指針を打ち出したことはたいへん喜ばしく、また心強いことと思います。 「感染症患者」の人権を盛り込んだことも、よかったです。このパブリックコメントを書いている2020年2月現在、新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、テレビで、身近な人々のあいだで、あるいはネット上で、発端となった国やそこに住む人々をひとまとめにして迷惑がたり蔑視嘲笑したりする風潮が蔓延していると感じます。不安になると、他者に対して理解・配慮することができなくなり、その勢いに歯止めをかけることが難しくなります。感染症が人権軽視の理由になりやすいことを、身をもって実感しています。どんな病気が流行するかわからない時代ですから、病名を特定せず、「新種の感染症等」または「その他の感染症等」など加えるとよいのではないかと思います。	現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人権への配慮が求められています。本指針におきましては、大きな問題となってきたエイズやハンセン病を主に取り上げていますが、それ以外の感染症なども含め、また患者だけではなく、後遺症のある人、患者家族を含めて「感染症患者等」という記載にしております。
60		「各人権課題に対する取組」の項目に「労働者」を盛り込むべきだと思います。現在のような不景気の世の中では、多くの人が毎日を過ごす職場において働く権利をおびやかされる危険に直面しやすいのではないかと思います。 べつの部分で「職域」という言葉が散見されますが、特別に項目をもうけるべきだと思います。私の職場では、長年勤務しているパートの方が「パート・アルバイトも有給休暇を取得できる権利がある」事実を知らなかった例があります。労働者としての権利を私たちはあらためて学びなおすべきだと思います。	国が定めている啓発活動強調事項を基本として、各人権課題の項目を定めています。職場でのパワハラも人権課題の一つであると考えていますので、項目としては設けませんが、「12 その他の人権問題」内で記載している職場の人権問題において、パワハラなどに加え長時間労働や働き方改革などの内容を補足します。

ページ	該当箇所	ご意見	町の考え方
18 22		<p>学校における人権教育においては、道徳的な学習のみではなく、性教育、ジェンダー教育にも力を入れることが必要ではないでしょうか。性的な抑圧や加害に対して拒否の意思を示すこと、自分を大切に扱うべきであること、それができない相手からは逃げてもよいことを学習する必要があると思います。性被害に対しては、大人でも拒否すること、逃げるのが難しいです。人生を損なう重大な人権侵害であるにもかかわらず、事件はあとを絶ちません。また、現在のところ、司法の場においてその重大性が軽視される傾向にあると言わざるをえません。被害者を守らない社会を変えていく必要があります。とくに子どもを守ることは急務です。同時に、日本社会にまだまだ根強く残る「男らしさ」「女らしさ」を要求する抑圧から逃げることで、自由になることで、男女ともにより生きやすい社会を形成することができるのではないのでしょうか。</p>	<p>本指針におきましても、18ページの各人権課題の「1 女性」において、「学校教育においては、…お互いを認め合い、共に生きることができる男女平等の考え方を形成する教育の充実に努めます。」と記載しております。また、22ページの「2 子ども」においても「児童虐待予防と早期発見、早期対応の推進」と記載しています。</p>
		<p>人権意識について思うことは、人は、自分自身が社会において大切にされていると感じられなければ、他者を大切にすることはできないということです。せっかく啓発や教育を実践しても、表面的なものになってしまうおそれがあるのではないかと思います。「人権は大切だけれども、現実の生活のなかで実現していくのは余裕がないので難しい」というように。</p> <p>たとえば私自身は、学校生活のなかで、子どもとして大切に扱ってもらったという思い出がありません。人権に関する学習などはあったのかもしれませんが、記憶として残っていないのです。それは、社会の課題として授業で提示されたとしても、ひるがえって実際には、自分がひとりの権利ある子どもとして扱われなかったことの表れだったのではないのでしょうか。</p> <p>その子ども時代を通して、自己肯定感が成熟しないまま大人になってしまったように思います。大人になったいま、自分で学びなおし、言葉と意識を獲得していく必要があることを痛感しています。</p> <p>ですから、これからの学校教育は、ぜひどんな子どももひとりもとりこぼさない教育を実践してほしいのです。</p> <p>しかしそのためには、指導者である先生や見守る家族の大人自身に余裕がなければならぬと思います。身体的、精神的にゆとりがなければ、画一的なところに子どもを押し込めて手間をかけずに扱わざるをえなくなるからです。</p>	<p>本指針は、教育と啓発を中心に全体的な方向性を定めるものです。いただいたご提案は、ご意見として承ります。</p>

ページ	該当箇所	ご意見	町の考え方
		<p>そこでこの施策を実行していくにあたって、提案です。教育や啓発だけではなく、学校の先生をはじめ、自治体職員、病院や介護職の職員、そのほか上記にふくまれない大人たちの働く環境の改善をおしすすめる努力をしていくことです。</p> <p>具体的には、非正規職員や有期雇用職員については、本人が希望するのではないかぎり、正規職員として、文化的で最低限度の生活を営めるにじゅうぶんな所得を得て、働きたいだけ安心して働ける環境を整備する必要があります。生きること自体がしんどいような世の中では、他者の人権を尊重する配慮ある社会は実現できないと思います。</p>	
		<p>最後に、施策以外での提案が3点あります。</p> <p>1. パブリックコメントの募集期間をもう少し長く、2~3か月に設定すること。</p>	<p>パブリックコメントの期間を長くすると指針策定までの期間も長くなってしまいますので、現状では、垂井町パブリック・コメント手続要綱に定める30日程度が適当であると考えています。</p>
		<p>2. すばらしい取り組みですから、多くの町民に知ってもらえるよう、町報だけでなくもう少し広くお知らせすること。とくに、第2節に記載された各当事者の多くの人に届くように。</p>	<p>周知については、町広報とホームページで行っておりますので、ご理解ください。</p>
		<p>3. (人権問題に関するアンケートの設問で)複数回答(2~3つあてはまるものを答える)の設問について、回答者が問題だと思っていることが2~3つに限定されるとは限らないので、あてはまるものすべて回答してよいことにはどうでしょうか。</p> <p>今回のように、平成21年と令和元年とで、後年のアンケートのほうに新しい選択肢が増えた場合、平成21年に回答が多かった選択肢で後年少なくなっているものについて、問題として解消されたのか、それとも別の選択肢に分散されただけで、実際は問題解消されたわけではないのかが読み取れなくなってしまうのではないかと思います。</p>	<p>今回の調査を実施するにあたり、前回調査との比較は当然ですが、できる限り県の調査との比較も行い、町民の意識や本町の特徴をつかみたいと考えました。このため、選択肢の内容、複数回答の最大回答数を県の調査にそろえることとしました。</p>